

平成31年4月26日

保護者のみなさんへ

校長 藤林 弘之

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校（園）においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校園前に発生した場合

（1）京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校園日を臨時休業とします。

※ 学校所在の左京区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校・降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページ／緊急連絡網）により、授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校園の再開日は学校（園）及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校（園）から連絡します。

2 在校園中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校・幼稚園に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。（詳細については、本校ホームページに掲載しています。ご覧ください。）

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

平成31年4月26日

保護者のみなさんへ

校長 藤林 弘之

台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本校（園）においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び北白川学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校園前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（14時45分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（14時45分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

(1) 水害の避難勧告等について

本校の校区は、暴風雨等が発生したり、雨の日が続いたりした場合の、避難勧告等の発令対象地域です。北白川学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(2) 土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である北白川学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。

ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、平成30年7月10日付の「非常措置の対応について」（本校ホームページに掲載中）でお伝えしているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校（幼稚園）にて留め置くこといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。